

# 非常変災等の緊急事態における措置について

平素は、本校教育に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、台風や異常気象等の自然災害や緊急事態の場合の休校等の措置について、下記の通りとしますので、ご確認ください。ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願ひします。

記

## 【大雨、暴風、大雪等の場合】

1. 当日、午前7時の時点で滋賀県（甲賀地域を含む）に「大雨、暴風、大雪を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されている時は臨時休業とします。
  - ・テレビ、ラジオの放送等に注意してください。
  - ・臨時休校になった場合は、各家庭で安全な生活を送るようご指導ください。
  - ・台風が去っても河川は増水しています。各家庭で「どのような危険が、どのようなところに隠されているか等」を子どもさんの年齢に合わせてご指導ください。
2. 午前7時に暴風警報等が発令されていなくても、各地区各家庭で子どもを登校させることが危険と判断される場合は、自宅待機させ学校と連絡をとってください。
  - ・平常登校措置の場合は、原則としてメール「すぐーる」等の案内はありません。
3. 午前7時において警戒レベル4（避難指示）が中学校区内で発令された場合は、該当する中学校区内の全小中学校は臨時休業とします。
4. 学校へ登校後、暴風警報等の発令が必至と判断されたり、発令があつたりした場合は、下校措置をし、安全に十分配慮した下校指導を行います。このような状況が予想される時は、帰宅にそなえた準備をしてください。また、登校後、警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、同様の対応とします。

## 【地震発生時の場合】

5. 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、市内全小中学校は臨時休業とします。

## 【その他】

6. 緊急時の学校への電話は、混乱を起こします。PTA支部長さん等、各地区代表の方が連絡をとるようにお願いします

【この文書は、今後の非常変災時に必要となります】